

普通徴収申請書（福岡県内市町村用）

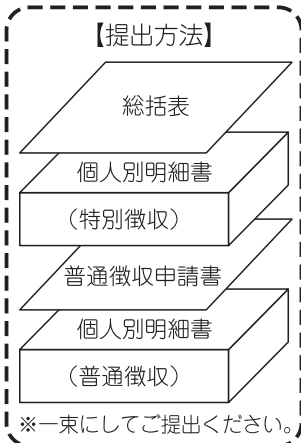
指定番号

久山町長 宛

事業主名

この申請書以降の者は、下記理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理 由	人数
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が930,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	人
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書 合計人数		人



◆重要

- 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記入してください。
- 上記要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
- 普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。 ※記載要領もご確認ください。

○普通徴収申請書の記載要領

【給与支払報告書を書面で提出する場合】

- ①普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記載してください。なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の記載を省略することもできます。
- ②普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。

【給与支払報告書をeLTAxや光ディスクで提出する場合】

- ③普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の普通徴収項目にチェック（光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力）を行い、摘要欄にも書面による提出と同様に上記略号のA～Fを入力してください。なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の入力を省略することもできます。
- ④eLTAxや光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、この申請書の提出は不要です。ただし、上記③の入力がない場合、書面での提出と同様に特別徴収となります。

【共通事項】

- ⑤申請要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
- ⑥F欄は、他市町村を含む全従業員数からA～Eに該当する従業員数（他市町村を含む）を除いた人数が2人以下の場合、申請ができます。ただし、人数はこの申請書を提出する市町村に居住する従業員数を記載してください。
- ⑦一人の従業員の方が複数の項目に該当する場合は、略号の上位の項目一つで申請してください。

※市町村により様式等が異なりますので、提出の際は各市町村ホームページ等でご確認ください。

給与支払報告書（総括表）

久山町長 殿

年 月 日提出

特別徴収義務者指定番号

↓給与支払者が個人事業主で個人番号記載の際は、左を1文字空けてここから記載してください。

法人番号又は個人番号																				
フリガナ													事業種目							
名 称 (氏名)													受給者員	人						
													特別徴収 (6月から貴社で給与天引できる方)	人						
源泉徴収の事務所													久山町への報告人員	人						
フリガナ													普通徴収 (退職等貴社で給与天引不可の方)	人						
所在地 (住所)													合 計	人						
代表者の職・氏名													所 轄 署	税務署						
連絡者の係及び氏名並びに電話番号													課 係	給与の支払方法及びその期日						

- 普通徴収(給与天引不可)の給与支払報告書には、該当者の摘要欄に普通徴収申請書の該当するA～Fの略号を記載してください。
- 今回提出分のうち、前職・他社分等の給与を合算して年末調整しているときは、該当者の摘要欄に前職分を必ず記載してください。
- この総括表の印字内容に訂正があるときは、その内容をご記入ください。

【提出期限】

提出期限は、令和4年1月31日です。

できるだけ早めにご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

【提出先】

〒811-2592

福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地

久山町役場 税務課 住民税係

電話 092-976-1111 (代表)

普通徴収の方がいる場合
普通徴収申請書も
一緒にご提出ください。
※申請書がない場合
原則特別徴収となります。

この頁	給与支払報告書の提出		
	紙	光ディスク	eLTAx
総括表	要	要	不要
普通徴収申請書	要	不要	不要